

# 米軍基地関係特別委員会記録 ＜第2号＞

平成24年第5回沖縄県議会（9月定例会閉会中）

平成24年11月12日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成24年11月12日 月曜日  
開 会 午後4時37分  
散 会 午後5時36分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立  
(相次いで発生した米軍兵士による事件への対応について)

---

### 出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	末 松 文 信 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	呉 屋 宏 君
委 員	比 嘉 京 子 さん

委員外議員 なし

---

欠 席 委 員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長 又 吉 進 君  
警 察 本 部 刑 事 部 長 石 新 政 英 君  
教 育 庁 義 務 教 育 課 副 参 事 當 間 正 和 君

---

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る相次いで発生した米軍兵士による事件への対応についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず、相次いで発生した米軍兵士による事件への対応について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております相次いで発生した米軍兵士による事件への対応について、県の対応を御説明いたします。

去る11月2日午前0時50分から0時55分ころ、読谷村で米兵による住居侵入・傷害・器物損壊事件が発生しました。

今回の事件は、民間住宅に侵入し少年に暴行するなど、住民に大きな不安を与えるものであります。

去る10月には集団強姦致傷事件が発生し、県民に大きな衝撃を与えたところであり、米兵の犯罪により県民が被害者となる事件が立て続けに起きたことは、極めて遺憾であります。

また、在日米軍は10月19日、全兵士に対し外出制限を課したとされておりますが、今回の事件は外出制限時間内に発生していることから、当該措置の犯罪抑止に係る実効性について疑問を持たざるを得ません。

事件発生を受け、同日の全国知事会議において、知事から綱紀粛正と実効性ある再発防止策の実現について発言するとともに、私からは在沖米国総領事、沖縄防衛局長、外務省沖縄事務所特命全権大使に対し、遺憾の意と県警察への捜査協力、米軍の綱紀粛正などを直接申し入れました。

県としましては、日米両政府に対して、10月19日に発表された外出制限令と今回の事件との関係など情報の開示を要求するとともに、綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めてまいりたいと考えております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

石新政英刑事部長。

○石新政英刑事部長 読谷村における米軍人による住居侵入・傷害・器物損壊事件の事案概要について、説明いたします。

本事案は、本年11月2日午前0時50分ころ、読谷村内にあるアパートの被害者宅に米軍人が侵入し、就寝していた男子中学生の顔面を手拳で殴り、さらに被害者所有のテレビ1台、時価15万円相当を膝蹴りにするなどして損壊し、その際、男子中学生に全治約1週間の左頬部一つまり、ほっぺたの打撲、皮下出血の傷害を負わせた住居侵入・傷害・器物損壊事案であります。

被疑者については、男子中学生、目撃者等からの事情聴取など所要の捜査により、在沖嘉手納航空基地所属の米空軍の兵長24歳を住居侵入・傷害・器物損壊の被疑者と認め、現在、被疑者の取り調べなどの捜査を実施しております。

次に、沖縄本島中部で発生した米軍人2名による集団強姦致傷事件のその後の捜査状況等について、説明いたします。

本事案は、本年10月16日午前3時35分ころから同日午前4時20分ころまでの間、沖縄本島中部内の路上を歩いていた成人女性に対し、米軍人2名が同女性の首を絞める等の暴行を加えて強姦した事案で、その際、全治約2週間の頸椎捻挫、頸部圧迫の傷害を負わせた集団強姦致傷事件であります。

被疑者2名は犯行後、現場から逃走したものの、現場聞き込みなどの所要の捜査を実施し、同日米国テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍一等水兵23歳、米海軍三等兵曹23歳を集団強姦致傷で緊急逮捕しました。

事件送致後、被疑者取り調べ等の捜査により、一等水兵による強盗事件が判明したことから、本年11月5日に一等水兵を強盗で追送致し、翌11月6日に一等水兵は集団強姦致傷及び強盗で、三等兵曹は集団強姦致傷で起訴されたと承知しております。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣清涼委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより、相次いで発生した米軍兵士による事件への対応について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 まず、読谷村の事件についてであります。今、知事公室長から説明があるとおり、今回の事件そのものは、前の事件を受けて、午後11時から午前5時までの夜間外出禁止令の発令中に起こった事件で、2週間しかたっていない状況の中で無視する形で起こっていると。実効性がないという説明ですけれども、こういうことがたび重なって繰り返されてきたわけです。県民に与える衝撃、不安というものは本当にはかり知れないものがあります。もちろん地元は怒っています。村民大会も14日に開かれる予定ではあるのですが、こういった実効性のある方法—私たちは憤りを感じながらもずっと我慢に耐えてきた中で、またかと。県民の衝撃は大変なものがあると思うのです。それについて、どうしたら本当の意味で実効性のある形にできるのか。知事公室長はどういった思いでおられるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 今、委員のお言葉どおり、この米軍人・軍属による犯罪、事件はなかなか根絶されない。その都度綱紀粛正、再発防止を県が訴えて求めているわけですが、結果として、特に今回の場合は集団強姦致傷という極めて重大で、その衝撃も大きい事件を起こした直後にこういう形で起きてしまっていることは、県として極めて重大に考えております。しかしながら、米軍は米軍としてさまざまな綱紀粛正策をとった、夜間外出制限もそういうことだと承知しておりますが、先ほど来申し上げているように、どうもその実効性には疑問を抱かざるを得ないという状況でございますので、これは私からも直接申し上げますけれども、やはり強く強くその実効性—この言葉を何度となく

繰り返しているわけですが、改めて県行政としては、その綱紀肅正を強く強く求めていくということに尽きると思います。

**○仲宗根悟委員** もう一件は、この事件を起こした米兵と上司が、読谷村役場を介して両親におわびに来ているわけですが、そこで村議会議長は、わびる気持ちがあるのならみずから出頭して、日本の裁きを受けろということを行っているのですが、どうしても上司は、日米地位協定がある以上はみずからできないと。ここに来てまさには日米地位協定の壁がはだかるということです。そしてもう一つは、県警察の皆さんにもお聞きしたいのですが、今回は身柄の引き渡しを米側に要請せずに捜査を進めていく方針を固めて今に至っているのですが、身柄の引き渡しを求めないという理由はどういったことでしょうか。

**○石新政英刑事部長** 本件の被疑者は、警察が現場臨場した際、2階から落ちて重傷を負った状態、ある意味で意識がない、またはうなるだけという状態がありました。警察官が現場に行ったのは、ほかの人からの通報で外国人が2階にぶら下がっていると。3階から2階に降りているのです。2階までは伝って来て、2階にぶら下がっているのが110番されている状況。警察が行った時点では、落ちてうなっていたと。けがをしていたと。言葉も話せない。その際に、また別の関係者から119番通報を受けた消防が臨場した際に意識がない一意識があったかどうか推測できませんけれども、うなっている状況でありまして、米軍人である。そのときに、所持品からこの者の人定はとれましたが、まずはいわゆる救護措置が先決ということで、救急車は米軍の病院に搬送。基本的にそのように決まっているわけで、米軍人は米軍の病院に行く。その時点までは、3階の事件現場の件について警察は覚知しておりませんでした。その後、この中学生の息子から電話を受けた母親が外出先から3階まで戻って、被害確認をし、警察に通報した。通報を受けて3階に上がって、初めてそこでの傷害事件や器物損壊などという事案を覚知した。その際、既に病院に搬送されていたということで、米軍手中になってしまったわけです。被疑者の身柄逮捕は、これは日本人でも米軍人でも一緒であります。この者が逃走、証拠隠滅のおそれがあると判断した場合に逮捕します。しかし今回は、その時点で被疑者と判明していなかったということと、現在は米軍手中にあって、日本の沖縄県警察の要請に応じて、調べにも応じるし協力しているということで、現時点においては逮捕の必要性はないと判断したわけでありまして。

**○仲宗根悟委員** 最後に1点だけお聞かせください。今、通報を受けた消防は、

もちろん米軍人ならば米軍施設の病院に搬送するわけですがけれども、この場合に、何らかの事件性がはっきりわかったということで、搬送している間で何らかのこういった措置というのでしょうか、その逮捕あるいは事件性があるという何らかの拘束の仕方があるのかどうか。実際に病人だということで、犯罪性とか及ばない状況にあるのかどうか。この2点はどうでしょうか。

○石新政英刑事部長 その時点でわかっていれば、現に犯罪を起こして間もない状況なので現行犯逮捕という措置はとりますが、いずれにしても本人は重傷を負っているのです、日本人であろうが外国人であろうが救護を優先するのは当然であります。

○仲宗根悟委員 わかっていれば逮捕だということですか。

○石新政英刑事部長 逮捕できましたが、ただ、本人はけがの状況です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
又吉清義委員。

○又吉清義委員 確認ですが、この米兵は基地内に居住している米兵なのか、基地外に居住している米兵なのか。その状況は把握されていますか。

○石新政英刑事部長 基地外居住でございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 まず、女性暴行事件です。これについては強盗ということで、追起訴したことに対しては県警に敬意を表します。その強盗ということで追起訴した理由をもう少し説明できますか。

○石新政英刑事部長 強盗致傷で追送致をし、今、起訴されておりますが、一等水兵を強姦で送致したわけでありましてけれども、この強姦で歩行不能の状況に陥っている被害者の財物を強取したということでもあります。

○吉田勝廣委員 要するに、奪ったということですか。

○石新政英刑事部長　そうです。

○吉田勝廣委員　その女性、被害者の奪われた際の恐怖というか、もちろん強姦も恐怖を感じるわけですが、そういうときの恐怖を相手に与えて物品を奪うという行為、これは普通、強盗罪というのですか、何と言うのですか。刑法上の罪名は。

○石新政英刑事部長　強盗です。

○吉田勝廣委員　そうすると、刑期は大体何年ぐらいですか。

○石新政英刑事部長　強盗についてのいわゆる法定刑であります、5年以上の有期懲役となっております。

○吉田勝廣委員　わかりました。

それで、次の中学生の暴行事件ですが、これは日本側への身柄の引き渡しを要求しないと。これについて、知事公室長はどう考えますか。

○又吉進知事公室長　日米地位協定の第17条によりますと、起訴前の拘禁移転につきましては、これは好意的考慮によると。運用の改善で処理されることになっておりまして、これは日米合同委員会合意の世界ですが、いわゆる殺人、強姦等の凶悪犯罪については、起訴前の身柄引き渡しを要求することができ、さらに、米当局は好意的に考慮するというところでございます。また、凶悪な犯罪でない場合については、日本国の起訴前の拘禁移転要請に対し、米国は日本国の見解を十分に考慮するという合意がなされております。そのみでございまして、県は日米地位協定の見直し要求の中で問題にしているわけですが、裁量は米側にあるということでございます。

○吉田勝廣委員　もちろん私もそれを知っているわけです。その配慮をするとか、裁量とか。要するに、米軍手中にあるときは、起訴をしないと身柄を拘束できないことはわかっていますけれども、こういう時期だから、あえて県が身柄について何も言わないのは弱気ではないのかと。やはり何らかの形で県としても政府に身柄引き渡しを要請するとか、何らかのことはやったのですか。



○又吉進知事公室長 まず、知事公室の立場から申し上げますと、これは刑事事件でございます、これは一義的に警察当局によって捜査あるいは処理がなされるという案件でございます、その拘禁あるいは身柄についての判断につきましては、一義的に県警察の判断によっているということでございます。

○吉田勝廣委員 これは政治判断というか、何と云うかわからないけれども、やはりこういう2人の強盗、強姦罪といいますか、あるいは窃盗というか、こういう事件が終わって後、外出禁止令も出た、そういう中で事件を起こした。それを起こしたことに關して、やはり何らかの一例えば政府、内閣官房長官が身柄の引き渡しを要求しないと云ったと。そうすると、やはりそこは沖縄県として内閣官房長官発言に問題ありと、何らかの形でやはり身柄を要求すべきではないかと私は思うのです。知事公室長は、かつて伊江島などでそういう事件があったことを覚えていますか。要するに、そういう傷害事件を起こしたけれども、身柄は基地の中であって、それを逮捕できなくて、身柄の引き渡し要求に行ったことがあるのです。大体同じような内容で、そういう事件は覚えていないですか。

○又吉進知事公室長 今、具体的にどの事件かという記憶が曖昧ですが、身柄の引き渡しを要求しなかったケースと、要求したけれども日米地位協定を盾に要求を拒まれたケースがあると承知しております。

○吉田勝廣委員 もし手元があれば、そのケースを説明してくれませんか。

○石新政英刑事部長 平成7年の日米合同委員会合意以降、身柄の移転を要求したのは3件であります。平成13年の本島中部での強姦事件、平成14年の本島中部での強姦未遂事件、平成15年の本島中部での強姦致傷事件でありましたけれども、平成13年と平成15年については身柄が移転しております。平成14年については移転はありませんでした。

○吉田勝廣委員 それは考慮を払うというか、少女暴行事件が起きて以降運用の改善とか、そういう中で起きた事件。

今、私が問題にしていたのは、ちょうど伊江島で発砲事件があつて、その発砲事件で被害者が大きな被害を受けたわけです。そのときに、身柄は米軍の手中にあつたと。沖縄県民はその身柄の引き渡しを要求したのです。復帰後です。恐らく沖縄の米軍基地の冊子の中にも書かれていると思うのだけれども、そう

いうことを強く要求しているのです。ああいう運用の改善がなくても、ああいう事件が発生して、県民が立ち上がって要求したわけです。なぜそうやるべきかということ、やらなければしょうがないのではないかと。要するに、やらないから、いつまでたっても日米地位協定が改定できないということが出てくるわけだ。そこはやはり、例えばあのとときの国会論議はこういうことです。当時、宮沢外務大臣が、沖縄県で米軍による発砲事件が起こったにもかかわらず、あなたはなぜ身柄を要求しないのかと。おかしいのではないかと。あなたはどこの外務大臣か、米国の外務大臣か、日本の外務大臣かと問われたことがあるのです。まさにこういうことは、やはり基本的には身柄を要求する。起訴する前であろうがなかろうが、日米地位協定があろうがなかろうが。基本的にそういう姿勢でなければ、やはり沖縄県民のこれまでの人権だとか、命とかを守れないのではないかと。現在そういうところを問われれば、まさに県警察は沖縄県民の立場に立った県警察なのか、あるいは沖縄県民の立場に立った政府なのか、または沖縄県なのか、そうではないのか。それぐらいの決意を持ってこの問題を扱わないと、また同じようなことを繰り返す。だから、綱紀粛正と言ってもしょうがないのではないかと思う。ある意味で逮捕するのは逮捕して、やることはやって。そういうことが40何年も続いているわけだから、そこはきちっとやるべきではないかと。刑事部長、どうですか。

**○石新政英刑事部長** 今、吉田委員がおっしゃっていることが県民感情だと思います。ただ、警察はやはり日米地位協定という規定がありますので、その枠組みの中で捜査をするというのが一要するに、日米地位協定で守られている身柄を外して逮捕することは、少し厳しいのではないかと思っております。

**○吉田勝廣委員** 県警察も行政もそうだけれども、よく法と正義に基づいてと言います。法と正義に基づいて我々はやるのだと。もし、その法と正義に基づいて行為が行われたら、それをきちっとするのがまた県警察の役割だし、行政の役割だと思うのです。もしそうでなければ、県民の命だとか、権利、人権は守れないということです。だから、今回は毅然たる態度で身柄の引き渡しを要求すべきではないかと。最後に、知事公室長。

**○又吉進知事公室長** 日米地位協定第17条による身柄引き渡しの問題は、御承知のように平成7年の少女暴行事件があって、その議論になったわけで、運用の改善ということで現在に至っておりますが、やはり県といたしましては、県民の人権を守るという観点から、運用の改善ではまだまだ不十分であるという

観点でこの見直し要求をしているわけでございまして、県警察は現行制度の範囲で十分意を尽くしていると承知しております。知事公室としては、この見直しについて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○吉田勝廣委員 基地外に住んでいる米軍人等の数の把握であるとか、その基地外に住んでいる米軍人等に対して、どういう形で米軍は指導をしているのか。この2つは。

○又吉進知事公室長 基地外居住者につきましては、沖縄防衛局から適宜公表がございますので、その数字は把握しております。その指導につきましては、いわゆる事件・事故防止のワーキングチーム等でいかなる指導がなされているか、今後確認してまいりたいと思っています。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 絞りまして、私はどうもこの飛び降りたことに大変不自然さを感じています。その血液検査等においての項目、それから薬等の検査といたしますか、調査はどうだったのでしょうか。

○石新政英刑事部長 通常だと、3階から逃げるということはあり得ないことです。私どもも被疑者を調べる段階で、なぜ3階から逃げたのかという件について詳細に質問したところ、本人は酔っぱらっていて、自分の家に帰ったつもりで入ったら、そこに中学生が寝ていたと。逆に中学生が住居侵入をしたものだと思っているわけです。英語で言ったら相手はわからないから、びんたを張ったと。その後、下からいろいろと話が聞こえたのか、本人は入り口とは反対の方向から逃げたと。それが3階であったために飛びおりなければいけませんので、伝っておりて2階まで来たけれども、つかまえていた2階の縁が外れて落ちたということですが、相当酔っていたと推察されます。

それで、血液検査をやりました結果、覚醒剤、MDMAについては出ていません。薬物は出ていません。出たのは酒一呼気に換算して、1.1ミリグラム・パー・リットルという数値が出ております。

○比嘉京子委員 最近よく言われている脱法ハーブによる行動に非常に似ているのではないかと、素人ながらに思っているのです。それについてもチェック

済みだという理解でよいですか。

○石新政英刑事部長 薬物検査はやりました。ただ、薬物検査は、例えば覚醒剤、それからMDMAと薬物を指定して照合しないとわからないわけです。脱法薬物は99種類以上もあるわけです。この者が仮に自供して、私がこういう薬物を吸引しましたということであれば、それで照合することは可能です。無限にある薬物のどれを吸っているかというのは、今の段階では厳しいです。薬物検査ではわからないと。

○比嘉京子委員 あと1点は、ちょうど教育委員会がいらしているので、今の被害者の中学生の状況はどうでしょうか。

○當間正和教育庁義務教育課副参事 現在、被害者の中学生につきましては、11月2日の当日は通院した後、自宅療養しておりますが、その後、翌月曜日からは元気で学校に登校しているということと、きょうから修学旅行に参加しているということで、子供については今のところ大丈夫ということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 まず、石新刑事部長に少しお伺いしたいのですが、先ほどの質疑の中でも県警察としては、要するに逮捕はしない、書類送検でと。これはあくまでも日米地位協定にのっとってのことだと思っております。新聞にも出ていましたけれども、書類送検をするに当たって、今後の県警察の事情聴取というのですか、今後の作業としてはどういう作業がありますか。

○石新政英刑事部長 被疑者の調べはほぼ終了しております。ほぼ認めております。それから現場の実況見分、その他必要な捜査はほぼ終わっておりますので、近日中に検察庁に対して事件送致する予定であります。

○中川京貴委員 この被疑者は読谷村で謝罪に行ったときにも、本人は日本の法律で裁きを受けてもいい、大変反省しているという新聞コメント等もあったのですが、これは米軍としては軍法会議にかけるような流れだと思っております。この権限というのはやはり任せっきりですか。こちらに権限はないということですか。

○石新政英刑事部長 今、米軍の手中にいただけでありまして、この事件の第1次捜査権並びに第1次裁判権は日本にありますので、日本の裁判にかかります。

○中川京貴委員 それと知事公室長にお伺いしたいと思います。その都度、県議会ももちろんですけれども、市町村議会でも日米地位協定の改定が出てくるのですが、県としてはこの日米地位協定の改定に向けて、今後どういうことをやっていくのかお聞かせください。

○又吉進知事公室長 この御質疑につきましては、本会議でもさまざまな議員から何度も御指摘を受けているところでございます。日米地位協定は日米安全保障条約に基づく協定でございます。日米間に変えるという意思がないとなかなか改定は進まないということで、そこが大変地方自治体としては難しいところなのですが、しかし、県といたしましては、やはりこの米軍側に裁量があるという形は、これは日米地位協定を見直す必要があるという一貫した考えを持っておりまして、これは引き続き日米両政府に対して働きかけていくことに尽きると思います。

○中川京貴委員 新聞記事に載っているとおり、こういう米軍による性犯罪がこの23年間で48件あったと。石新刑事部長も御存じのように、性犯罪は繰り返されるといふ観点から、米軍が性犯罪を起こしたときは軍法会議にかける、事件として取り扱う、そして米軍に戻しますね。この犯罪者たちは、再び日本に入ってくる可能性はあるのですか。

○石新政英刑事部長 これははっきりわかりませんが、米軍一要するに今回の被疑者は、強姦事件も今回の暴行事件も日本側で裁判しますが、その後、軍ではそれなりの処分—例えば除隊とか、不名誉除隊とか、そういう処分があると聞いております。

○中川京貴委員 なぜそういう質疑をするかというのと、石新刑事部長も御承知のように、性犯罪を犯した犯罪者が刑期を終えて出てきた場合、そのときに警察というのは、ある程度その注意をすると思うのです。事件が発生した場合は、すぐ前科とかそういう調査に入るのですが、米軍についてはそういった前科者名簿の資料を持っていますか。

○石新政英刑事部長 過去の資料を見れば強姦事件、性犯罪48件というのは全てわかりますが、いかんせん米軍構成員は2年、3年すると帰りますし、また、この犯罪を犯した者は、大体において不名誉除隊、強制送還されているわけです。だから、どういう人が過去にどういう犯罪を犯したというのは把握できませんが、この者が日本にいるかどうかというのは把握できません。

○中川京貴委員 そういった事件が発生するたびに、我々議会は被害者、家族への謝罪及び補償と言うのですが、実際、補償になる場合にこういった公務ではない場合、一般の公務ではない場合の補償は実際されておりますか。

○又吉進知事公室長 補償されているケースとされていないケースもあるようですが、その場合は、日米地位協定第18条に基づいて補償の制度が決められておりまして、これは一義的に加害者が補償するという取り決めですが、さらに、それができない場合、政府から見舞金が出るといった制度にもなっております。ただ、この適用状況につきましては全貌というのですか、具体的な個々のケースについてできる、できないといったことは公表されておらず、全体としては把握されていないと。

○中川京貴委員 ですから、先ほども各委員から質疑が出ていましたけれども、我々はこういった事件が発生したときに、県議会はもちろん市町村議会でも問題を取り上げます。意見書や抗議決議も上げます。宣言決議ではないのです。綱紀粛正または被害者への補償、そういったことも含めて決議を上げていますけれども、やはり県としても、我々も含めてその後の補償がどうなっているのかも含めてやるべきだと。そして、公務の場合には日米両政府の間で立てかえがあるだろうけれども、公務でない場合には一時的に立てかえるというのは、公務外でも可能ですか。

○又吉進知事公室長 立てかえではございませんが、見舞金として政府が支出するというところでございます。

○中川京貴委員 この見舞金で補償からほど遠い金額が出た場合には、やられ損になるのですか。

○又吉進知事公室長 そういふケースが発生した場合は、これは残念ながら救

済の手段がないということです。

○中川京貴委員 私は、本当は米軍基地関係特別委員会は特別委員会ではないと思っています。毎月のように委員会で審査しているのではないかというぐらい基地問題を取り扱ったり、また県民に対する被害ですか、委員会でやっていると思うのです。やはり県も率先して、知事を先頭にこういった県民の生命と安全を脅かすことについては、もう少し把握すべき点もあると思うのです。例えば事件が起きると、テレビや新聞はもちろんそのときはやります。その後半年、1年すると実際にその被害者たちはどうなったのかと。そこまでやることと、もう一つ、綱紀粛正は何もなっていないと思っています。今後、こういった事件をなくすためにはどうしたらよいか。知事公室長の考えを聞かせてください。

○又吉進知事公室長 おっしゃるように、綱紀粛正は現実に機能していないのではないかという疑いが消えません。1つ、私どもはこのワーキングチーム等で何度も何度も米軍に申し入れているのですが、例えば門限を破ったとか、そういったことに対してどのようなペナルティーが軍人に科されているのかとか、あるいは軍法会議の結果としてどのような罰が下されたのかといったことについて、これは公表すべきであると主張しております。しかしながら、このことについて米軍はいずれも公表しないという態度でございます。こういったところをやはり情報公開という形で一県警察も軍人を全て追いかけるという手段はなかなか難しい面もありまして、ここは県民の安心・安全を守るために、日米両政府がしっかり情報公開を行うべきだと考えております。

○中川京貴委員 もう一つですが、御承知のように、例えば県職員がトラブルを発生させたり、県の内部において何かが発生した場合には、知事を初めその幹部のペナルティーというか、責任問題が出てくるのですが、県警察でもそれはありますか。

○石新政英刑事部長 監督責任といいまして、例えば部下が不祥事を起こした場合にはあります。

○中川京貴委員 私が町議会議員のころからいつも言ってきたのは、米軍にもその監督責任を与えるべきだと思っているのですが、なかなかそれが実現していないのです。例えばいろいろな部隊があると思うのですが、彼らは意識が違

うのです。一般の我々とは意識が違う中で事件を起こして、その上司にペナルティー、責任……。ぜひ知事公室長にワーキングチームで取り上げていただきたいのは、ワーキングチームの中でもそういったときにはそういう司令官、担当の責任者が責任をとるというぐらい強い、こういった文言がないと綱紀粛正、事件はなくならないと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 言うまでもなく、この米軍人、米軍側が起こす犯罪につきましても、この責任は米軍の組織そのものにあるという認識でございます。したがって、委員がおっしゃったような観点から、やはり組織としての綱紀粛正、組織としての対応を求めてまいりたいと考えております。

○中川京貴委員 最後に聞きますけれども、司令官を初め担当上司に対するペナルティー、責任をとらせることを文言に入れられますかということです。

○又吉進知事公室長 まず、そういったことが実際に米軍であるのかどうかの確認も含めて、組織としての対応を求めてまいりたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、相次いで発生した米軍兵士による事件への対応についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る相次いで発生した米軍兵士による事件への対応について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。



(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、文案の細かい文言等については正副委員長に調整を一任した上で、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議員提出議案としての相次いで発生した米軍兵士による事件への対応に関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼